

平成 21 年度政府予算提言・要望書

岩手県知事 達 増 拓 也

目 次

1. 地方財政自立改革（第二期地方分権改革）の実現について.....	1
2. デジタル・ディバイドの解消に向けた 情報通信基盤の整備について.....	3
3. JR貨物の走行に伴う適正な経費負担について.....	5
4. 過疎地域の振興対策の推進について.....	6
5. 北上川の清流化確保対策について.....	7
6. 少子化対策の推進について.....	8
7. 医師確保等人材の育成支援について.....	9
8. 農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」について..	11
9. 農山漁村における農地・森林基盤等の保全について.....	13
10. 農林水産物に関するWTO及びEPA交渉について.....	15
11. 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録について.....	17

1. 地方財政自立改革（第二期地方分権改革）の実現について

地方のことは地方自らの責任において自らが決定し、実行していきけるような地域主権型の行財政システムへの転換を図るため、地方税財政基盤の充実を基本とした、地方政府を確立させるための制度改革の実現を要望します。

1 第二期地方分権改革の推進

(1) 地方分権改革の推進方策の具体化

極めて重要な政策課題である「地方分権改革」について、地方分権改革推進委員会の第一次勧告などを踏まえ、権限移譲、義務付け・枠付け・関与の廃止・縮小等に係る分権推進方策を具体化するなど、分権型社会の実現に向けた取組を着実に推進すること。

(2) 権限移譲と一体となった財源措置

地方への権限移譲などの見直しは財源の問題と併せ一体的に進めることが絶対条件であることから、税財源の移譲等により確実な財源措置を講じること。

(3) 地方の意見を反映させる仕組みの構築

地方財政計画等の策定プロセスに地方が参画する仕組みの構築などにより、地方財政の透明性・予見可能性を向上させるとともに、地方行財政全般にわたる重要事項を協議するための機関として「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。

2 地方税財源の充実強化

(1) 地方税源の充実・強化

ア 国から地方への税源移譲

国から地方への税源移譲等により、国と地方の税源配分を1：1にすることを旨として、地方税源を充実・強化すること。その際には、偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築できるよう、地方消費税の充実を中心とすること。

イ 道路特定財源の一般財源化

道路特定財源の一般財源化については、極めて厳しい地方財政及び地方の道路整備の状況、地方では道路予算の6割を一般財源と借入金によって賄っている実態等に鑑み、高規格幹線道路を含む道路の整備が遅れることのないよう配慮するとともに、地方の税源となる割合を拡大し、使途について、より主体的に地方が判断できるようにすること。

ウ 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税は地方分権を支える重要な基幹税目であり、主要税目の中で、最も偏在度が低い税目ではあるが、それでも一定の偏在性があることから、できるだけ人口に比例的な税収帰属が実現するように、地方消費税清算金にかかる清算基準の見直しを行うこと。

エ 地方税における非課税等特例措置の整理合理化

地方税における非課税等特例措置の整理合理化をゼロベースで進めること。

(2) 地方交付税等の復元・増額

地方交付税及び地方財政政策については、過去数年にわたる地方交付税の大幅な削減が、地方の疲弊や地方財政の危機を招いていることから、社会保障関係経費など地方の財政需要が増大を続けていることも踏まえ、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積上げ、地方交付税の復元・増額を図るとともに、財源調整・財源保障の両機能を維持すること。

総務省

情報通信政策局、総合通信基盤局

2. デジタル・ディバイドの解消に向けた 情報通信基盤の整備について

地域間の情報通信格差を解消し、地域情報化を推進するため、ブロードバンドや携帯電話などの情報通信基盤の整備の推進を図られるよう要望します。

また、アナログ放送からデジタル放送へ完全移行する2011年の時点で、全ての住民が情報の地域間格差なく地上デジタル放送のメリットを享受できるよう、国として必要な対策を講じられるよう要望します。

1 ブロードバンド環境の整備に係る支援制度の拡充

ブロードバンド・ゼロ地域を解消するためには、実施市町村の負担を軽減することが不可欠であることから国の支援制度（地域情報通信基盤整備推進交付金、地域イントラネット基盤施設整備事業）について、(1)補助事業における補助率の引き上げ(2)複数年度の事業計画を補助対象とすること(3)過疎債、辺地債等起債制度に係る特別枠の新設など制度の拡充を図ること。

2 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の創設及び拡充

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても設備投資を促進するため、低利融資、税制優遇措置、債務保証制度の支援制度の拡充を図るとともに、通信事業者を事業主体とする補助制度を創設すること。

3 地上デジタル放送推進に係る地方財政措置予算枠の拡充

「辺地共聴施設整備事業」における過疎債、辺地債等起債制度に係る特別枠の新設など制度の拡充を図ること。

4 地上デジタル放送への完全移行に向けた対策

全ての住民が地上デジタル放送を受信できるよう、放送事業者が行う条件不利地域におけるデジタル中継局の代替措置及びアナログ放送非カバー地域におけるデジタル中継局等の整備についても現行支援制度の対象となるよう拡充すること。

3. JR貨物の走行に伴う適正な経費負担について

JR貨物が本来負担すべき経費が地方に転嫁されることのないよう、貨物線路使用料制度（調整金制度）が見直されるよう要望します。

1 指令システム等設備の新設経費等の貨物線路使用料制度（調整金制度）対象経費への算入

貨物列車の走行により、旅客のみの場合に比べ、列車運行を管理する指令システムの経費が増額するにもかかわらず、現行の貨物線路使用料制度（調整金制度）では、当該経費については対象とされておらず、これを保有する第三セクター鉄道にとっては、極めて不合理な仕組みとなっていることから、設備の新設及び更新経費に係るJR貨物の応分の負担について当該制度の対象とするよう見直すこと。

2 施設・設備の使用に伴う基本的使用料相当額の貨物線路使用料制度（調整金制度）への算入

現行の貨物線路使用料制度（調整金制度）では、維持修繕費は対象とされているものの、トンネルや橋梁などの施設・設備の使用に伴う基本的使用料相当額（減価償却費相当額、固定資産税等）が、一部例外を除き対象とされていないことから、これら基本使用料相当額について、当該制度の対象とするよう見直すこと。

3 災害復旧経費の貨物線路使用料制度（調整金制度）対象経費への算入

大規模な災害発生に際しては、早急な対応が求められるところであるが、災害に備え加入している各種保険の補償限度額を上回ることも想定され、また、地震災害については保険対象外であるため、第三セクター鉄道の負担だけでは対応が不可能となり、長期間にわたり列車が走行できない事態が危惧されることから、災害復旧経費について、貨物線路使用料制度（調整金制度）の対象とするよう見直すこと。

4. 過疎地域の振興対策の推進について

過疎地域の振興が図られるよう、新たな法律を制定するとともに、過疎地域に対する支援策を強化拡充することを要望します。

過疎地域の振興対策の推進

- (1) 過疎対策は国家的課題であることを認識し、時代に対応した総合的な過疎対策に強化拡充し、過疎地域の振興が図られるよう、平成 22 年度を初年度とする新たな法律を制定すること。
- (2) 過疎市町村の自立的、安定的な行財政運営が着実に図られるよう、地方交付税等による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。
- (3) 過疎地域における地域コミュニティの活動に対する支援を強化すること。
- (4) 過疎地域、山村地域等は対象市町村の重複が多く、過疎地域の実情に応じて一体的に対応するため、将来に向け、過疎・山村・豪雪の法令の整理・統合を行うこと。

総務省

自治財政局

林野庁

国有林野部

経済産業省

原子力安全・保安院

国土交通省

河川局

環境省

水・大気環境局

5. 北上川の清流化確保対策について

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところではありますが、なお不測の事態への対応、法整備、恒久的財源対策等の課題が残されていることから、国の責任における措置を要望します。

1 休廃止鉱山鉱害防止事業の恒久的な制度確立

休廃止鉱山鉱害防止事業は、鉱業及び鉱山保安行政を所掌する国において法整備を行い、財政事情に左右されることのない恒久的で安定した制度を確立すること。

2 不測の事態における国の適切な対策

不測の事態や災害等による北上川の水質悪化の恐れがある場合には、国が適切な対策を講じること。

3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで管理区間を延伸し、直轄での一体管理を行うこと。

4 国有林の返地

発生源対策工事が完了したので、国有林の返地について、適切な対応措置を講じること。

6. 少子化対策の推進について

少子化対策は、市町村が地域住民や関係機関・団体と連携して取り組む必要があることから、地域の子育て環境づくりへの支援策を一層充実強化するよう要望します。

1 安心して生み、育てられる医療体制の確保・充実

産婦人科医師・小児科医師の養成確保に向けた実効性のある施策により、医師の地域偏在の解消を図ること。

2 周産期母子医療センターの運営に対する財政支援制度の拡充等

総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターの運営に対する財政支援の拡充を図ること。

3 遠隔妊婦健診システム等の運用にかかる市町村への財政支援

市町村が、妊婦の健康管理や遠距離通院の負担軽減を図るため、助産師と産科医師の連携のもとITを活用した遠隔妊婦健診を実施する場合、その運用にかかる財政支援を図ること。

4 仕事と家庭生活の調和に取り組む中小企業への支援の拡充等

一般事業主行動計画の策定を促進し、仕事と家庭生活の調和に主体的に取り組む中小企業に対する支援策を一層拡充すること。

5 子育て支援サービスの充実及び質の向上のための施策の拡充

多様な保育サービス、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター等の地域における子育て支援サービスの充実、利用家庭の負担軽減、質の向上のための施策を更に拡充すること。

7. 医師確保等人材の育成支援について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていることから、保健医療サービスを担う人材の育成支援のため、特段の配慮を要望します。

1 「新医師確保総合対策」に係る大学医学部における医師養成数増の恒久化

地域の医療を確保するため、平成9年に閣議決定された医学部定員の削減方針を転換し、平成18年8月にまとめられた「新医師確保総合対策」に係る大学医学部における医師養成数の増を恒久的な措置とすること。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を拡充すること。

3 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を講じること。

4 指導医の臨床教育等に対する財政支援の拡充

医師臨床研修の質の向上を図り、地域医療を確保する観点から、医師不足地域における指導医の臨床教育等経費に対する財政支援を拡充すること。

- 5 女性医師の離職防止や就業支援に係る経費に対する財政支援の拡充
女性医師の育児支援などの離職防止や就業支援に係る経費に対し、財政支援を拡充すること。

農林水産省

大臣官房、生産局、
経営局、消費・安全局

水産庁

漁政部、増殖推進部、
資源管理部、漁港漁場整備部

厚生労働省

医薬食品局

国土交通省

都市・地域整備局

8. 農林水産業における「担い手育成」と 「産地づくり」について

農林水産業の体質強化を図るため、「担い手の育成」と「産地づくり」に関する施策を講ずるよう要望します。

1 水田経営所得安定対策の充実・強化

水田経営所得安定対策加入者の経営基盤を確立するため、現行の収入減少影響緩和交付金の制度を補完し、収入額が再生産価格を下回った場合、その差額を補てんするよう措置すること。

2 集落営農の推進に向けたモデル事業の創設

集落営農において、アグリビジネスに向けた取組みを段階的に進めるため、既存のソフト事業の実施翌年度において、本格展開に向けた実践的な製造・販売等を行う場合に必要な器具・機材等のレンタル料を助成対象とするよう制度を拡充すること。

3 中山間地域等直接支払制度の拡充

中山間地域の畑作地帯における耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、中山間地域等直接支払制度の要件を緩和し、一団の農用地が 1ha 未満である場合でも、市町村長が特に必要と認める場合には、交付対象となるよう措置すること。

4 畜産経営安定対策の充実・強化

- (1) 配合飼料価格安定制度について、異常補てん基金の発動水準を引き下げ、通常補てん基金の農家負担を軽減するなど、飼料価格の高止まりに対応できるよう制度の充実・強化を図ること。
- (2) 厳しい経営状況にある酪農家の所得安定に向け、加工原料乳生産者補給金単価の引き上げや都府県酪農緊急経営強化対策の充実・強化を図るとともに、消費者等の理解醸成の取組みや畜産物の消費拡大対策の一層の充実・強化を図ること。
- (3) 飼料用米の増産を国の重要施策として位置づけ、飼料用米生産者の所得確保や畜産農家への現行配合飼料と同程度価格での供給を実現するため、生産から流通・給与までを包括した総合的な対策を講じること。

5 漁業経営安定対策事業の要件緩和

漁業経営安定対策事業の対象者の所得に関する要件は、『経営改善の取組みによって、将来的に「他産業並みの所得」を安定的に確保できる漁業所得水準にあること』とされているが、漁場の効率的な利用や担い手の確保育成等に資する計画を漁協が策定した場合、その計画に基づき漁協が認定する担い手については、所得要件に満たない者でも対象となるよう要件を緩和すること。

6 燃油価格安定化調整基金制度の創設

燃油価格の高騰による漁業経営への影響を緩和するため、燃油価格が一定の価格を超えた場合、その超過分を助成する基金制度を創設すること。

7 生食用カキのノロウイルス対策の強化

- (1) ノロウイルスに汚染されたカキの浄化処理方法や汚水処理施設における低コスト除去技術等を早期に確立するよう、関係省庁間の連携を密にして集中的に研究を進めること。
- (2) ノロウイルスによる健康被害等を防止するため、生食用カキの全国的な衛生基準を早期に策定し、貝毒検査と同様に全国一律の検査体制を構築すること。

9. 農山漁村における農地・森林基盤等の保全について

農林水産業を地域振興の基盤となる産業として確立するため、農山漁村が有する農地・森林基盤等の保全に関する施策を講ずるよう要望します。

1 農業水利施設の適切な保全管理施策の充実

農業・農村が有する様々な機能を持続的に発揮していくためには、農業水利施設が良好な状態で後世に引き継がれることが重要であることから、現行の基幹水利施設管理事業の採択要件には満たないものの、地域農業の核となっている中規模(県営事業クラス)のダムや揚水機場等の農業水利施設保守点検等の保全管理を適切に実施するための支援制度を創設すること。

2 森林吸収源対策を促進する制度等の創設

地球温暖化の防止に向けた京都議定書の発効を受け、国で定めた森林吸収量目標1, 300万炭素トンを達成するための以下の制度を創設し、その財源として森林環境税等の目的税を導入するなど必要な措置を講ずること。

(1) 森林吸収量の目標達成に向け、平成19年度から24年度までに行うこととしている年間20万haの追加的間伐や、水源かん養・環境保全等の機能が高い公益上重要な森林での再造林を、全額国費で実施する制度を創設すること。

(2) 化石燃料の代替として木質バイオマスのエネルギー利用を促進するため、間伐材等を木質バイオマス燃料として搬出する場合、その材積等に応じて助成する制度を創設すること。

3 県有林の経営改善に向けた支援の拡充

本県においては、県有林事業と林業公社事業の抜本的な経営改善を図るため、両事業の一元化を図ったところであるが、さらなる経営改善を進めるため、次の支援策を講じること。

- (1) 都道府県が林業公社に対し、長伐期施業等を推進するため無利子資金の貸付等を行った場合、その利子相当額分に対して特別交付税が措置されているが、林業公社営林を県が引き継いだ場合においても、農林漁業金融公庫への利子償還に要する経費に対して、同様に措置すること。
- (2) 県有林事業についても、林業公社の場合と同様に、農林漁業金融公庫の既往借入金のうち、一定の条件を満たした貸付金の任意繰上償還を認めるよう措置すること。

4 松くい虫被害防止対策の強化

松くい虫被害の拡大を阻止するため、次の支援策を講じること。

- (1) 従来被害木のみ駆除では、被害の北上を完全に阻止することが困難なことから、新たな防除対策として、被害先端地域に「松くい虫被害防除監視帯」を設置し、監視帯内において、被害木のほか、感染源となる雪害木、衰弱木等を徹底的に除去する制度を創設すること。
- (2) 青森県への被害まん延阻止のためには、内陸部の先端地域における防除対策が非常に重要であることから、内陸先端地域についても沿岸先端地域と同様に、農林水産大臣命令による防除対策（全額国費）を実施すること。

10. 農林水産物に関するWTO及びEPA交渉について

農林水産物に関するWTO交渉及びEPA交渉に当たっては、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールの確立に向け、最善の努力を尽くすよう要望します。

1 交渉に臨む基本姿勢

WTO交渉及びEPA交渉に当たっては、農林水産業の持つ多面的機能の維持・増進、我が国の食料安全保障の確保及び国内における農林水産業の構造改革の取組みへの影響等を十分に配慮し、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすこと。

2 WTO交渉

- (1) 農業交渉では、各国の事情に応じた「多様な農業の共存」を基本とし、食料安全保障などの非貿易的関心事項の適切な反映等を内容とする我が国の提案に即し、一律的な上限関税の設定や大幅な関税割当数量の拡大が行われないよう、また、十分な重要品目の数が確保されるよう交渉に当たること。
- (2) 林水産物交渉では、有限な天然資源の持続的利用の観点に立ち、各国の実情に応じた品目ごとの柔軟性を確保したルールの確立に向け、林水産物を関税撤廃の対象外とするとともに、水産物の輸入割当制度が堅持されるよう、交渉に当たること。
- (3) とりわけ、水産物交渉では、水産資源の保存及び持続的利用や漁村の社会資本整備などに資する漁業補助金が、原則禁止とされないよう交渉に当たること。

3 EPA交渉

EPA交渉では、国内農業はもとより地域経済に対し多大な影響を及ぼさないよう強い姿勢で交渉に臨むこと。

特に、日豪EPA交渉において、米、小麦、牛肉、乳製品など我が国の重要品目の関税が撤廃されれば、今後のWTO交渉及び米国、EU等とのEPA交渉への大きな影響が懸念されることから、これら重要品目が関税撤廃の対象から除外されるよう交渉に当たること。

1 1. 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録について

「平泉の文化遺産」が、確実に世界遺産に登録されるよう要望します。

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録

「平泉の文化遺産」（「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」）については、本年5月に国際記念物遺跡会議（イコモス）から「登録延期」の勧告があったところである。

岩手県としても最大限の協力・支援をしてまいる考えであるが、政府のご努力により、7月のユネスコ世界遺産委員会での登録決定がされることを切に希望するものであること。